

矢巾町・矢巾町上下水道事業管理者発注に係る

建設関連業務委託契約競争入札参加資格を申請する方へ

1 資格要件について

- (1) 営業又は事業に関し法律上資格が必要とされる場合においては、その資格を有する者
- (2) 審査基準日（令和6年9月30日となります。以下同じ。）営業又は事業年数が1年以上の者
- (3) 資格審査基準日の直前2年以内の事業（営業）年度において、競争入札に参加を希望する建設関連業務についての業務履行実績を有する者
- (4) 町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (5) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に違反していない者

2 欠格要件

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 関係法令の規定による営業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を現に受けている者
- (3) 暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりをもつ者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 矢巾町及び矢巾町上下水道事業管理者との契約において次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年又は町長が定めた期間を経過していない者
 - ア 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に關して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年又は町長が定める期間を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 資格審査申請書の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

3 資格審査結果の通知及び資格の有効期間

(1) 資格審査結果の通知

郵送による資格審査結果の通知は行いませんのでご了承ください。なお、矢巾町のホームページにて入札参加資格者名簿を公表（令和7年4月1日掲載予定）しますのでそちらをご確認ください。

(2) 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間です。

4 建設関連業務の種類と内容

矢巾町及び矢巾町上下水道事業管理者が発注する業務は次のとおりです。

業務の種類	業務内容
測量	※1 测量一般 ※2 地図の調整 ※3 航空測量
建築関係コンサルタント業務	※1 建築一般 2 意匠 3 構造 4 暖冷房 5 衛生 6 電気 7 建築積算 8 機械設備積算 9 電気設備積算 10 調査 11 工事監理（建築） 12 工事監理（電気） 13 工事監理（機械） 14 耐震診断 15 地区計画及び地域計画
土木関係コンサルタント業務	1 河川・砂防及び海岸・海洋 2 港湾及び空港 3 電力土木 4 道路 5 鉄道 6 上水道及び工業用水道 7 下水道 8 農業土木 9 森林土木 10 水産土木 11 廃棄物 12 造園 13 都市計画及び地方計画 14 地質 15 土質及び基礎 16 鋼構造及びコンクリート 17 トンネル 18 施工計画・施工設備及び積算 19 建設環境 20 機械 21 電気電子 50 土地区画整理事業
地質調査業務	1 地質調査
補償関係コンサルタント業務	1 土地調査 2 土地評価 3 物件 4 機械工作物 5 営業補償・特殊補償 6 事業損失 7 補償関連 8 総合補償 ※9 不動産鑑定

※印の業務は、関係法令に基づく登録がないと申請できません。

- (1) 「測量」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」を希望するためには、契約を締結する事務所について測量法第55条の登録が必要です。
- (2) 「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」を希望するためには、契約を締結する事務所について建築士法第23条の登録が必要です。
- (3) 「補償関係コンサルタント業務」における「不動産鑑定」を希望するためには、契約を締結する事務所について不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録が必要です。